

The background features several thick, curved lines in various shades of blue, sweeping from the top left towards the bottom right. The lines are layered, with a darker blue line in the foreground and lighter, more translucent lines behind it, creating a sense of depth and movement. The overall aesthetic is clean, modern, and minimalist.

設計

1 建築物編

基本的考え方

1 基本的考え方

本整備基準は、高齢者や障害者を含めた全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりをすすめるため、ユニバーサルデザインの考え方に立って、利用しやすい施設への整備をすることを目的とする。

施設の計画時には、高齢者や障害者を含めた全ての人が利用する経路の動線計画を明確にし、整備の対象となる経路については、安全かつ円滑に利用できるように整備する必要がある。

本条例の主旨は、特定少数の者が利用する部分と普段は一般の利用に供しない部分を除いた全ての部分を整備することが原則である。ただし、次のいずれかに該当する場合は、本整備基準は適用されない。(規則第5条第5項)

- ① 整備基準に適合させるための措置と同等以上であると知事が認める場合
- ② 地形若しくは敷地の形状、建築物の構造その他やむを得ない事情により整備基準による整備が困難であると知事が認める場合

2 都市施設と特定都市施設

(1) 都市施設

本条例の対象施設は、多数の者が利用する建築物のうち規則で定めた建築物(都市施設)である。都市施設の所有者は、整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。なお、都市施設は利用者に応じて、「不特定かつ多数の者が利用する建築物」、「主として高齢者、障害者等が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」とに分けられる。(下表参照)

◆施設利用者に応じた用途の例◆

	都市施設 (多数の者が利用する建築物)		
	不特定かつ多数の者が 利用する建築物	主として高齢者、障害者等が 利用する建築物	特定多数の者が 利用する建築物
① 学校等施設	—	・特別支援学校	・学校(特別支援学校以外)
② 物品販売業を営む店舗等	・百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗	—	・卸売市場
③ 事務所	・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	—	・事務所(左記以外)
④ 共同住宅等	—	—	・共同住宅等
⑤ 福祉施設	—	・老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	・保育所

(2) 特定都市施設

特定都市施設は、都市施設のうち規則で定める用途及び規模の建築物である。特定都市施設の新築や増築等をしようとする者(特定整備主)は、整備基準のうち特に守るべき基準を遵守しなければならない。

◆特定都市施設の面積の判断◆

バックヤードなどの従業員が利用する部分や物品倉庫、附属駐車場（建築物となるものに限る。）なども含めた建築全体の床面積で判断する。

増築等（増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更）の場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積で判断する。

3 整備基準の種類

建築物の整備基準は、努力基準（適合に努めなければならない整備基準）と遵守基準（適合を遵守しなければならない整備基準）とに分かれている。努力基準は、遵守基準より水準の高い整備基準である。

(1) 努力基準

都市施設に適用される整備基準で、都市施設所有者が適合に努めなければならない整備基準である。なお、都市施設のうち、共同住宅等には共同住宅等の努力基準が適用される。

(2) 遵守基準

特定都市施設に適用される整備基準で、特定整備主が遵守しなければならない整備基準である。なお、床面積の合計が 200 m²未満の特定都市施設のうち規則で定める建築物（小規模建築物）については、小規模建築物の遵守基準が適用される。また、共同住宅等には共同住宅等の遵守基準が適用される。

－適用される整備基準－

	都市施設	
		特定都市施設
建築物（共同住宅等以外）	建築物（共同住宅等以外）の努力基準	建築物（共同住宅等以外）の遵守基準
共同住宅等（※）	共同住宅等の努力基準	共同住宅等の遵守基準
小規模建築物	建築物（共同住宅等以外）の努力基準	小規模建築物の遵守基準

※ 共同住宅等に移動等円滑化経路等がある場合は、建築物（共同住宅等以外）の整備基準の移動等円滑化経路等に係る基準が適用される。

4 届出と適合証の交付について

(1) 届出

特定都市施設を新築や増築等をする際には、整備基準を遵守し、工事に着手する前に知事に届け出なければならない。この際、適用される整備基準は、遵守基準である。ただし、次のいずれかに該当する場合は届出が免除される。

- ① 法令又は都の他の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている場合（条例第 18 条）
- ② その存する場所の属する区市町村の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている場合（条例第 29 条）

③ 国等（区市町村含む）及び都が特定整備主となる場合（条例第 30 条）

また、建築物の用途及び規模に応じ、遵守基準となる基準（届出の必要な基準）を告示において定めている（P1-16～19 参照）。ただし、遵守基準とならない基準についても、可能な限り基準に適合した整備をおこなう必要がある。

(2) 適合証の交付

都市施設を努力基準に適合させているときは、整備基準適合証の交付を受けることができる。

5 整備の対象範囲について

(1) 整備基準の適用範囲

遵守基準と努力基準では、整備の対象範囲がそれぞれ異なる。遵守基準は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分に適用される（※）。一方、努力基準は、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分に適用される。これは、遵守基準の適用範囲に、不特定少数の者が利用する部分と特定多数の者が利用する部分を追加したものである。

※ 読み替え規定により、特定多数の者が利用する建築物においては、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」は「多数の者が利用する」となる。

◆読み替え規定とは◆（規則第 5 条第 4 項）

都市施設のうち「特定多数の者が利用する建築物」においては、建築物（共同住宅等以外）の遵守基準（小規模建築物の遵守基準を含む）の個々の整備基準の中で、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」とする。これは、特定多数の者が利用する建築物に対して、それらの整備基準を適用させるための規定である。

(2) 建築物による整備基準の適用範囲の違い

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物と特定多数の者が利用する建築物とで利用者が異なるため、遵守基準と努力基準の適用範囲が異なる。

① 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物

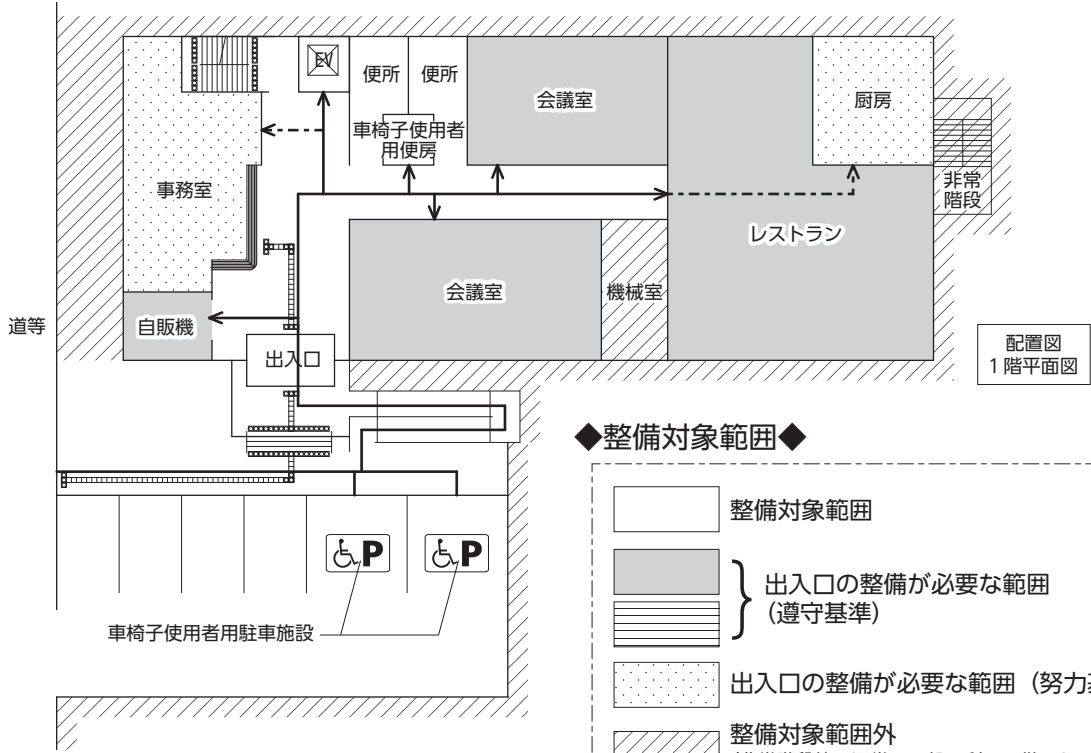
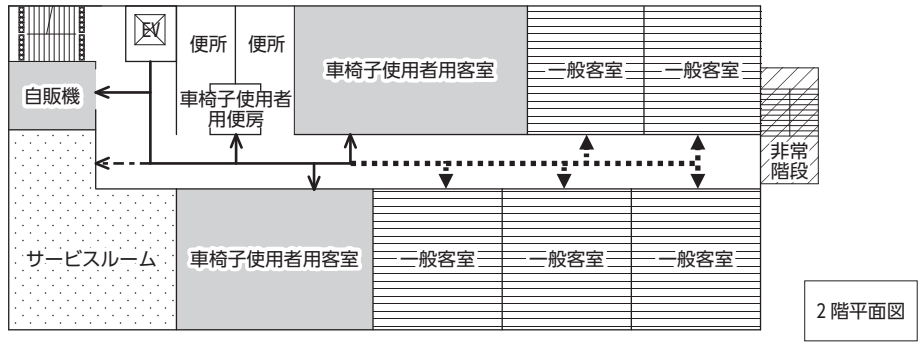
遵守基準は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分に適用される（※）。したがって、倉庫に至る荷物用エレベーターや従業員用の階段、便所など従業員のみが利用する部分には適用されない。

努力基準は、不特定かつ多数の者が利用する部分に加え、不特定少数の者が利用する部分や特定多数の者が利用する部分にも適用される。したがって、多数の従業員が利用する部分等にも適用される。

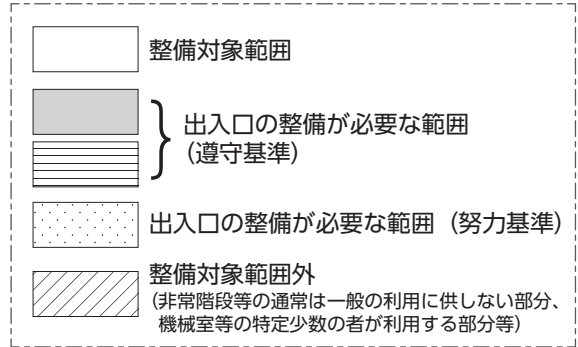
※ 宿泊施設においては、不特定少数の者が利用する一般客室についても、遵守基準が適用される。

不特定かつ多数の者が利用する建築物の整備対象範囲

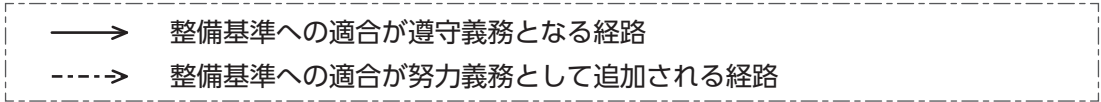
■ 宿泊施設の例



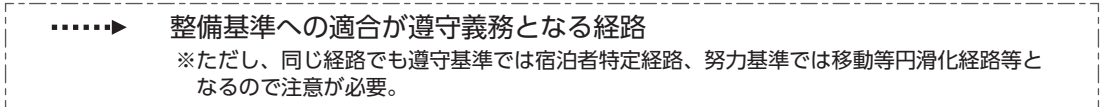
◆ 整備対象範囲 ◆



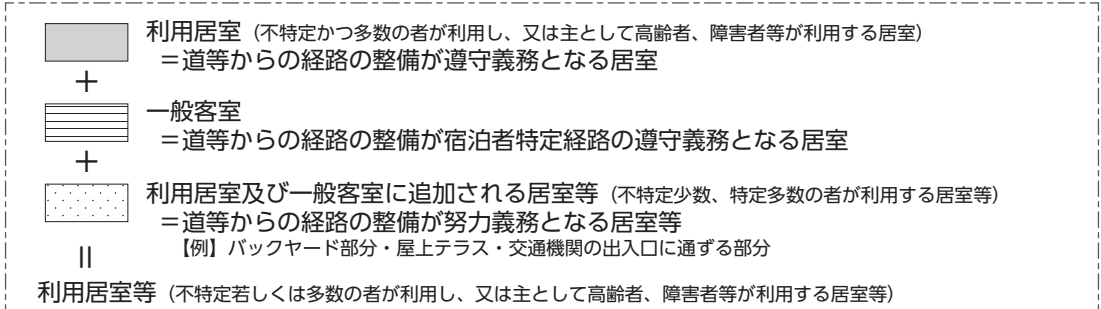
◆ 移動等円滑化経路等 ◆



◆ 宿泊者特定経路 (道等から宿泊施設の一般客室までの段差又は段を設けない経路) ◆



◆ 利用居室と利用居室等の違い ◆



② 特定多数の者が利用する建築物

特定多数の者が利用する建築物においては、遵守基準は、読み替え規定によって特定多数の者が利用する部分に適用される。したがって、特定多数の者が利用する建築物である事務所、工場等においては、従業員用の階段、便所など特定多数の者が通常利用する部分にも適用される。

また、努力基準も、特定多数の者が利用する部分に適用される。

(3) 整備基準の対象

努力基準及び遵守基準は、「①適用範囲内の全ての部分に係る基準（一般基準）」と「②高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路・多数の者が円滑に利用できる経路」に係る基準の2つに別れている（小規模建築物の遵守基準を除く。）。

① 一般基準

それぞれの整備基準の中で、適用範囲内の全ての廊下等・階段・敷地内通路・駐車場・便所などを対象とした整備基準を設けている。

② 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路・多数の者が円滑に利用できる経路

(ア) 移動等円滑化経路等

高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路を移動等円滑化経路等として規定

(イ) 特定経路等

共同住宅等では、多数の者が円滑に利用できる経路を特定経路等として規定

(ウ) 宿泊者特定経路

宿泊施設では、不特定少数の者が利用する一般客室までの経路を宿泊者特定経路として規定

(4) 遵守基準と努力基準の経路の設定の違い

移動等円滑化経路等、特定経路等は、遵守基準と努力基準でそれぞれ規定しているが、遵守基準より努力基準のほうが経路の範囲が広がっている。

なお、宿泊者特定経路は遵守基準のみで規定しており、努力基準では移動等円滑化経路等の規定が適用される。

① 遵守基準の経路

遵守基準では、移動等円滑化経路等として、「道又は公園、広場その他の空地（道等）から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（利用居室）までの経路」・「利用居室から車椅子利用者用便房までの経路」・「利用居室から車椅子利用者用駐車施設までの経路」・「公共用歩廊の経路」の4つを規定している。ただし、読み替え規定により、特定多数の者が利用する建築物については、利用居室は「多数の者が利用する居室」となる。

また、共同住宅等の遵守基準では、特定経路として、道等から各住戸までの経路を規定している。

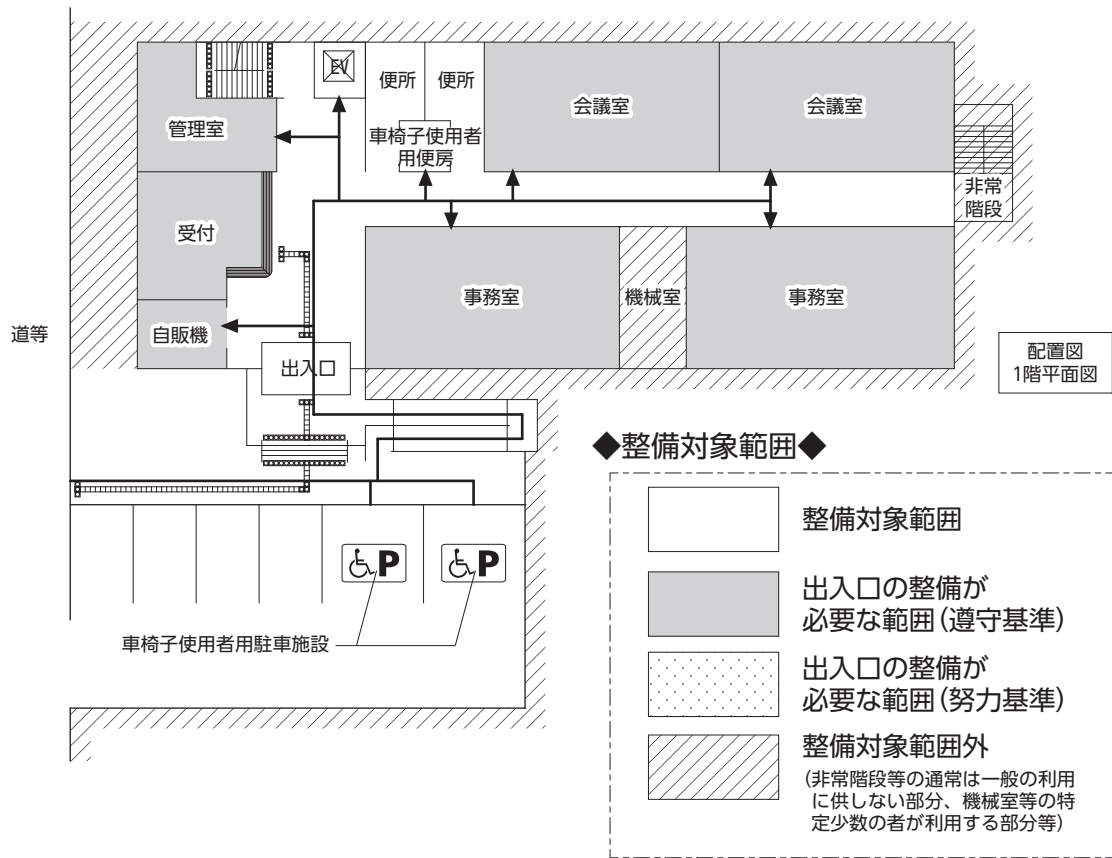
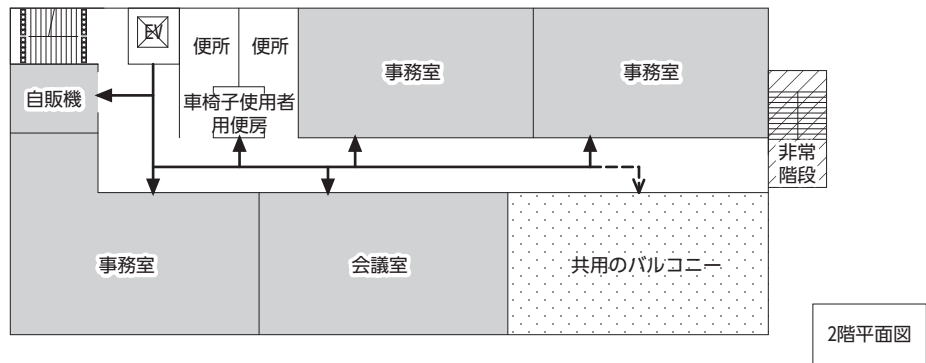
さらに、宿泊施設の遵守基準では、宿泊者特定経路として、道等から各一般客室までの経路を規定している。

② 努力基準の経路

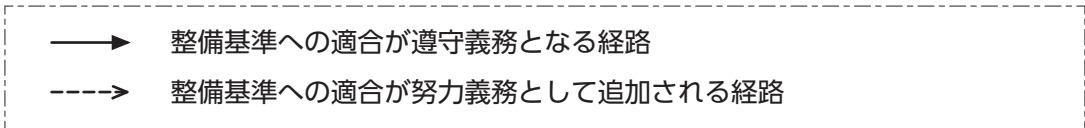
努力基準における移動等円滑化経路等は、遵守基準で「利用居室」となっていたものを、「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等（利用居室等）」

特定多数の者が利用する建築物の整備対象範囲

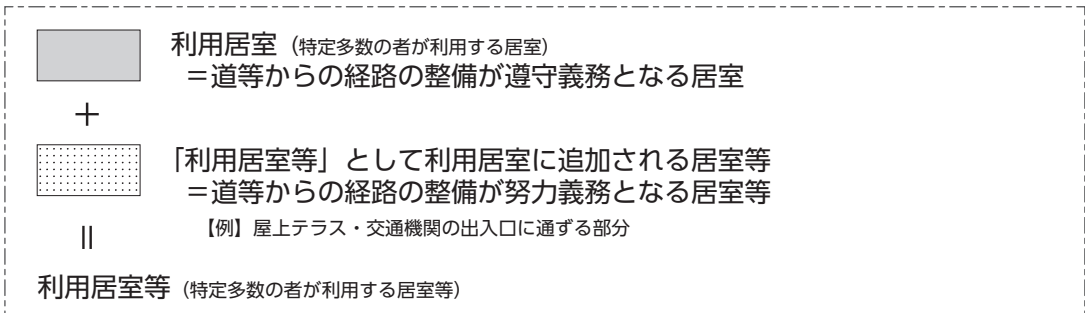
■事務所の例



◆移動等円滑化経路等◆



◆利用居室と利用居室等の違い◆



として、経路を設定している。この「利用居室等」は、利用居室を含み、不特定少数の者が利用する居室や不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分ではあるが居室ではない屋上・テラス・交通機関の出入口に通ずる部分などが該当する。また、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物においては、従業員等が通常利用する特定多数の者が利用する居室も該当する。

また、共同住宅等の努力基準では、道等から各住戸までの経路に加え、各住戸から車椅子利用者用駐車施設までの経路を特定経路等として規定している。

(5) 増築等の適用範囲（規則第5条第3項）

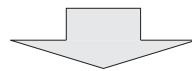
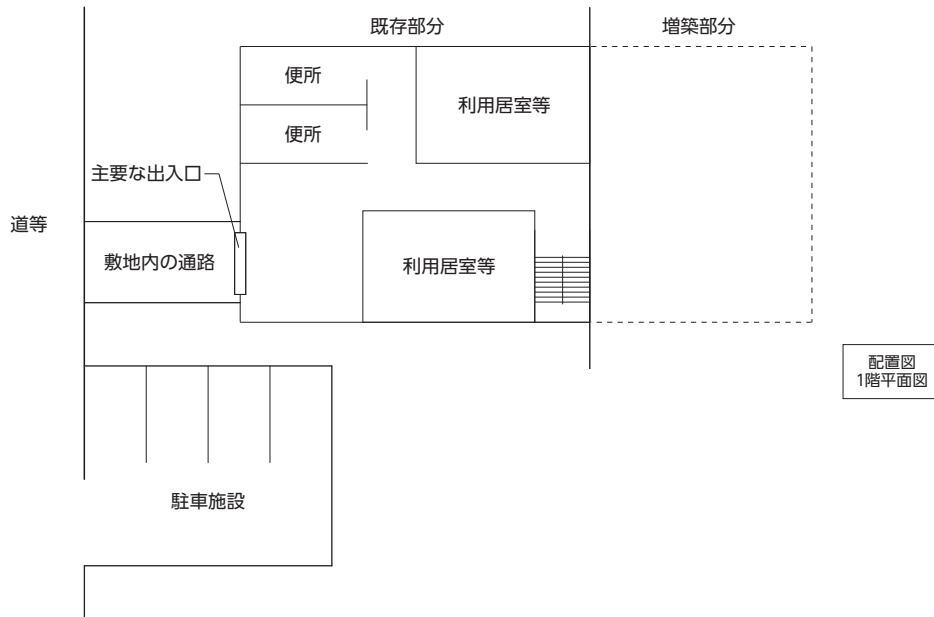
特定都市施設を増築等（増築、改築、大規模の修繕、大規模の様様替え又は用途変更）する場合の遵守基準は、次に掲げる部分に限り適用する。ただし、特定多数の者が利用する建築物においては、読み替え規定により、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」は「多数の者が利用する」となる。

- ① 増築等に係る部分
- ② 道等から当該増築等に係る部分にある利用居室、共同住宅等の各住戸又はホテル若しくは旅館の一般客室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- ③ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- ④ 増築等に係る部分にある利用居室（当該増築等に係る部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から、車椅子利用者用便所（③に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- ⑤ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- ⑥ ⑤に掲げる駐車場に設けられる車椅子利用者用駐車施設から増築等に係る部分にある利用居室（当該増築等に係る部分に利用居室が設けられていないときは、道等）又はホテル若しくは旅館の一般客室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

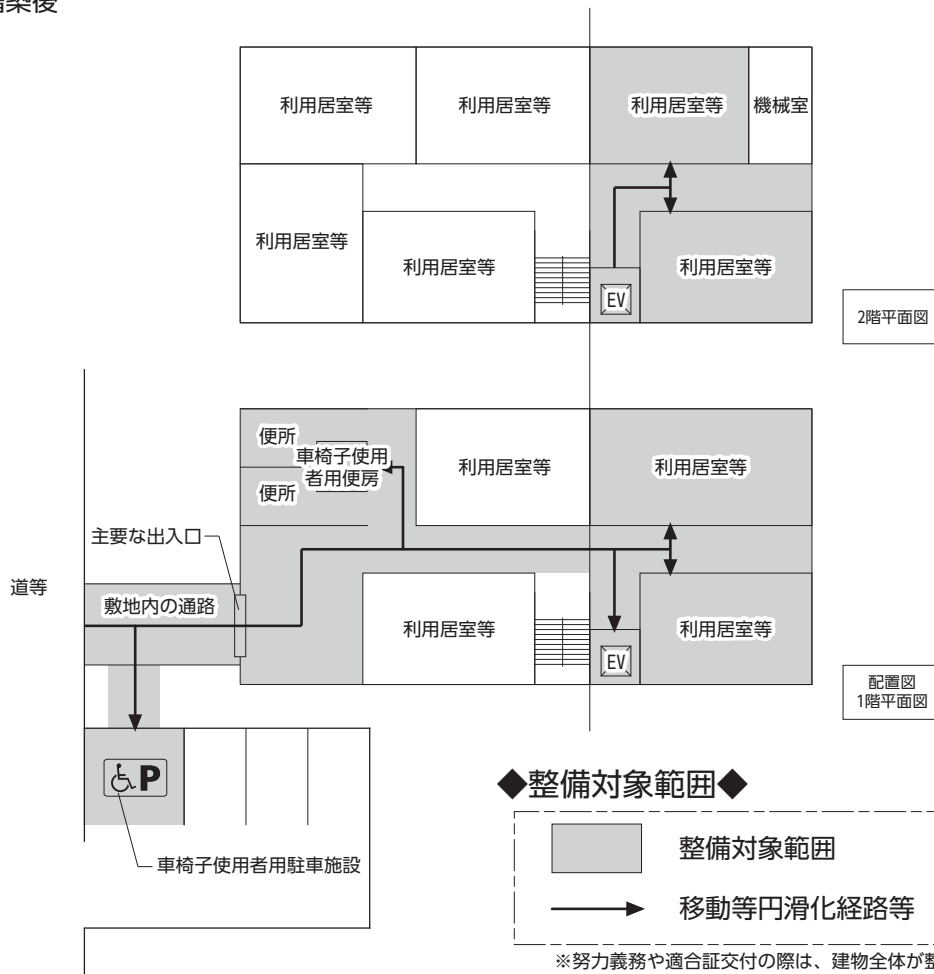
以上に掲げた増築等の適用範囲は、遵守義務及び届出のみに適用される。したがって、努力義務や整備基準適合証の交付に係る整備基準の適用範囲は、既存部分も含めた建築物全体となる。

増築の整備対象範囲

■増築前



■増築後



6 複合施設の考え方

都市施設の用途ごとに特定都市施設となる規模を定めているが、一つの建築物内に複数の対象用途があり、各対象用途が特定都市施設となる規模に満たない場合でも、各用途の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物は、複合施設として特定都市施設となる。

(1) 複合建築物の延べ面積 2,000㎡未満の場合

床面積の合計が2,000㎡未満で複数の用途からなる建築物は、建築物全体としては特定都市施設にならないため、用途ごとの床面積で特定都市施設になるか判断する。

(2) 複合建築物の延べ面積 2,000㎡以上の場合

床面積の合計が2,000㎡以上で複数の用途からなる建築物は、建築物全体としては特定都市施設となるため、用途ごとの床面積に関わらず全ての用途が特定都市施設となる。

7 設計におけるその他の配慮

本マニュアルでは、整備基準の定めがないが、配慮することが望ましい項目について掲載している。

○整備基準の定めがある項目

建築物（共同住宅等以外）…①移動等円滑化経路等～⑱子育て支援環境の整備
共同住宅等…①特定経路等～⑮公共的通路
小規模建築物…①出入口～③敷地内の通路

○整備基準の定めがない項目

建築物（共同住宅等以外）…⑲洗面所～⑳店舗内の通路や座席

複合建築物の面積の考え方

[1] 複合建築物の延べ面積1,900㎡の場合

→用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡未満の建築物は、複合施設として特定都市施設にならないため、用途ごとの床面積で特定都市施設になるか判断する。

(特)① 美術館 1,500㎡
(都)④ 展示場 400㎡

(特)① 美術館 1,500㎡	(都)② 自動車 洗車場 100㎡
(特)① 飲食店 300㎡	

(特)① 病院 1,500㎡	(特)① 物販店舗 300㎡
(特)⑥ 飲食店 100㎡	

(都)⑤ 共同住宅 1,700㎡	(特)① 飲食店 200㎡
------------------------	---------------------

(都)⑤ 共同住宅 1,700㎡	(都)③ 自動車 駐車施設 200㎡
------------------------	-----------------------------

[2] 複合建築物の延べ面積2,100㎡の場合

→用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物は、複合施設として特定都市施設になるため、用途ごとの床面積に関わらずすべての用途が特定都市施設となる。

(特)① 病院 1,500㎡	(特)④ 展示場 500㎡	(特)③ 自動車 駐車施設 100㎡
----------------------	---------------------	-----------------------------

(特)④ 映画館 1,500㎡	(特)④ ホテル 600㎡	その他 400㎡
-----------------------	---------------------	-------------

(特)④ ホテル 600㎡	(特)④ 劇場 600㎡	(特)⑤ 共同住宅 300㎡
---------------------	--------------------	----------------------

※以下のものは、異なる2以上の用途からなる複合建築物ではないので、同一用途の床面積の合計で特定都市施設になるか判断する。

(特)① 飲食店 100㎡	(特)① 飲食店 100㎡
(特)① 飲食店 100㎡	(特)① 飲食店 100㎡

→各飲食店は100㎡であるが、同一用途のため、400㎡で判断する。そのため、小規模建築物とはならない。

【凡例】

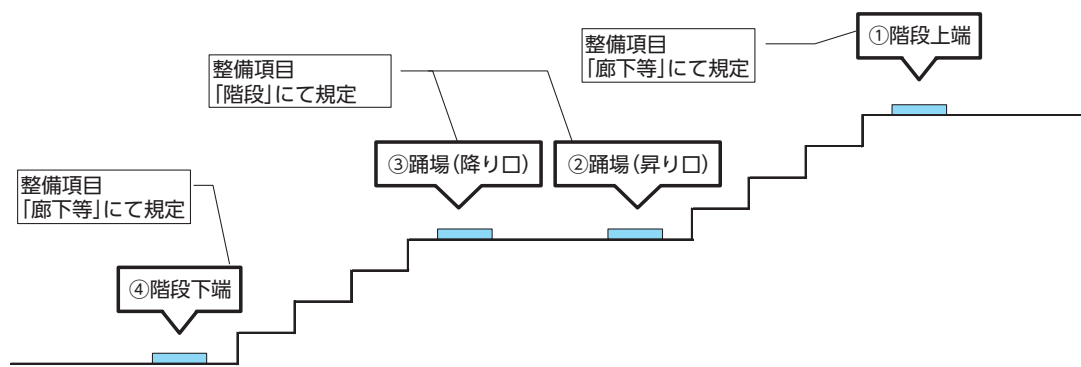
- (都)：都市施設
- (特)：特定都市施設
- ①：すべての規模が特定都市施設となる用途
- ②：200㎡以上が特定都市施設となる用途
- ③：500㎡以上が特定都市施設となる用途
- ④：1,000㎡以上が特定都市施設となる用途
- ⑤：2,000㎡以上が特定都市施設となる用途
- ⑥：小規模建築物(200㎡未満の規則で定めるもの)
- その他：都市施設でない用途

◆階段、傾斜路の点状ブロック等の敷設について◆

1 階段

階段の上下端に近接する廊下等の部分（下図①④）、段がある部分の上下端に近接する踊場の部分（下図②③）には、点状ブロック等を敷設する。ただし、遵守基準においては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限られる。また、自動車の駐車のために供する施設に設けるもの、段がある部分と連続して手すりが設けられている踊場、長さが250cm以下の直進の踊場については、一部除外規定がある。

公共的通路に設ける階段については、遵守基準、努力基準ともに、(2)の表による点状ブロック等の敷設が必要となる。また、共同住宅等の階段への点状ブロック等の敷設については、努力基準のみで規定されている。



(1) 遵守基準（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）

	一般基準		移動等円滑化経路等	
		自動車 駐車施設		自動車 駐車施設
①階段上端	○	×	○	×
②踊場 (昇り口)	×	×	—	—
③踊場 (降り口)	○	×	—	—
段がある部分と連続して手すりが設置されている踊場	×	—	—	—
④階段下端	×	×	○	×

↓
点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障を来す場合を除く。

階段上端と踊場（降り口）には、整備基準の適用範囲において、点状ブロックの敷設が必要となる。また、移動等円滑化経路等上にある廊下等においては、段がある部分と近接する部分に点状ブロック等の敷設が必要となる。

【凡例】

- ＝敷設が必要なもの
- ×＝除外されるもの

(2) 努力基準（共同住宅等を含む。）

	一般基準 （「廊下等」の移動等円滑化経路等を含む）
①階段上端	○
②踊場 (昇り口)	○
長さが 250cm 以下の直進の踊場	×
③踊場 (降り口)	○
段がある部分と連続して手すりが設置されている踊場	○
長さが 250cm 以下の直進の踊場	×
④階段下端	○

階段上端、踊場（昇り口及び降り口）、階段下端には、整備基準の適用範囲において、点状ブロックの敷設が必要となる（段がある部分と連続して手すりが敷設されている踊場（降り口）を含む。）。

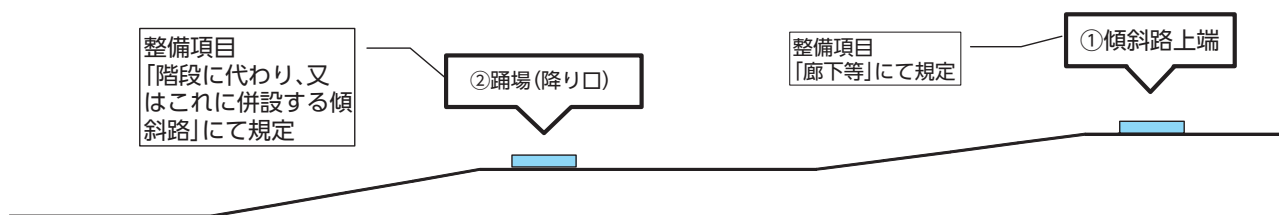
【凡例】

- ＝敷設が必要なもの
- ×＝除外されるもの

2 傾斜路（建築物内に設けるものに限る。）

傾斜路上端に近接する廊下等の部分（下図①）、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（下図②）には、点状ブロック等を敷設する。ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。また、自動車の駐車のために供する施設に設けるもの、勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、傾斜がある部分と連続して手すりが設けられている踊場、長さが250cm以下の直進の踊場については、一部除外規定がある。

公共の通路（屋内）に設ける傾斜路については、遵守基準、努力基準ともに、(2)の表による点状ブロック等の敷設が必要となる。



(1) 遵守基準（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）

	一般基準 （「廊下等」の移動等円滑化経路等を含む）			
	自動車 駐車施設	勾配 1/20 以下	高さ 16cm 以下 かつ 勾配 1/12 以下	
①傾斜路上端	○	×	×	×
②踊場 (降り口)	○	×	×	×
傾斜がある部分と連続して手すりが設置されている踊場	×	×	×	×

傾斜路上端と踊場（降り口）には、整備基準の適用範囲において、点状ブロックの敷設が必要となる。

【凡例】

- = 敷設が必要なもの
- × = 除外されるもの

(2) 努力基準（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）

	一般基準 （「廊下等」の移動等円滑化経路等を含む）			
	自動車 駐車施設	勾配 1/20 以下	高さ 16cm 以下 かつ 勾配 1/12 以下	
①傾斜路上端	○	○	×	×
②踊場 (降り口)	○	○	×	×
傾斜がある部分と連続して手すりが設置されている踊場	○	○	×	×
長さが 250cm 以下の直進の踊場	×	×	×	×

傾斜路上端、踊場（降り口）には、整備基準の適用範囲において、点状ブロックの敷設が必要となる。（傾斜がある部分と連続して手すりが敷設されている踊場（降り口）、自動車の駐車のために供する施設に設けるものを含む。）

【凡例】

- = 敷設が必要なもの
- × = 除外されるもの

■福祉のまちづくり条例対象施設(建築物編)と遵守基準となる整備項目

都市施設の名称		特定都市施設 網掛け部分が特定都市施設 床面積(以上~未満)							
		500㎡		2,000㎡		5,000㎡			
		200㎡	1,000㎡	3,000㎡					
1	学校等施設	学校(幼稚園を除く。)	○	○	○	○	○	○	○
		幼稚園				○	○	○	○
			○	○					
		その他これらに類する施設 ※	●	●	●	●	●	●	●
2	医療等施設	病院又は診療所(患者の収容施設を有するもの。)				○	○	○	○
			○	○					
			○						
		診療所(患者の収容施設を有しないもの。)			○	○	○	○	○
			★	●					
		助産所、施術所又は薬局(医薬品の販売業を併せ行うものを除く。) ※		●		●	●	●	●
3	興行施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場				○	○	○	○
		その他これらに類する施設 ※				●	●	●	●
4	集会施設	集会場(冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積が200㎡を超えるもの。)				○	○	○	○
			○	○					
			○						
		公会堂				○	○	○	○
			○						
		集会場(冠婚葬祭施設を含み、すべての集会室の床面積が200㎡以下のもの。)				○	○	○	○
公民館 ※ その他これらに類する施設 ※				●	●	●	●		
5	展示施設等	展示場				○	○	○	○
		その他これらに類する施設 ※				●	●	●	●
6	物品販売業を営む店舗等	卸売市場					●	●	●
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				○	○	○	○
				○					
			★	●					
7	宿泊施設	ホテル又は旅館				○	○	○	○
		その他これらに類する施設 ※				●	●	●	●
8	事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署				○	○	○	○
			○	○					
			○						
		事務所(他の施設に附属するものを除く。)				●	●	●	●

凡例の解説

- ※ 東京都建築物バリアフリー条例等にて義務化の対象となるものは、福祉のまちづくり条例の届出は免除
- ★ 福祉のまちづくり条例の届出が必要な用途及び規模
- 東京都建築物バリアフリー条例等にて義務化の対象となるもの
(ただし、「観覧席・客席」「公共的通路」がある場合は、その整備項目について福祉のまちづくり条例の届出が必要)

都市施設の名称		特定都市施設 網掛け部分が特定都市施設 床面積(以上～未満)						
		500㎡		2,000㎡		5,000㎡		
		200㎡	1,000㎡	3,000㎡				
9	共同住宅等 ※※	共同住宅				△	△	△
		寄宿舎又は下宿、その他これらに類する施設 ※				▲	▲	▲
10	福祉施設	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの			○	○	○	○
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	○	○				
11	運動施設又は遊技場等	体育館、水泳場、ポーリング場又は遊技場			○	○	○	○
		その他これらに類する施設 ※			●	●	●	●
12	文化施設	博物館、美術館又は図書館			○	○	○	○
		その他これらに類する施設 ※	○					●
13	公衆浴場	公衆浴場			○	○	○	○
14	飲食店等	飲食店		○	○	○	○	○
		料理店	★	●				
15	サービス店舗等	郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		○	○	○	○	○
		一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所 ※ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	★	●				
16	工業施設	工場その他これらに類する施設				●	●	●
17	停車場又は発着場を構成する建築物	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	○	○	○	○	○	○
18	自動車関連施設	自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)		○	○	○	○	○
		上記以外の自動車の停留又は駐車のための施設		●	●	●	●	●
		自動車修理工場、自動車洗車場		●	●	●	●	●
		給油取扱所	★	●	●	●	●	●
19	公衆便所	公衆便所	○	○	○	○	○	
20	公共用歩廊	公共用歩廊				○	○	○
21	地下街	地下街その他これらに類する施設				●	●	●
22	複合施設 ※※※ (個々の都市施設の規模では対象とならないが、同一の敷地内にある複数の都市施設の面積の合計が2,000㎡以上となる場合に遵守基準適合義務が生じる。)	東京都建築物バリアフリー条例第4条第2項に定める複合建築物				○	○	○
		上記以外の1の項から21の項までに掲げる都市施設の複合建築物				●	●	●

凡例の解説

- ※ 東京都建築物バリアフリー条例等にて義務化の対象となるものは、福祉のまちづくり条例の届出は免除
- ※※ 共同住宅等に利用居室等・車椅子使用者用便房・車椅子使用者用駐車施設がある場合は、そこまでの経路が移動等円滑化経路等となり、建築物(共同住宅等以外)の遵守基準が適用される。
- ▲★ 福祉のまちづくり条例の届出が必要な用途及び規模
- △ 東京都建築物バリアフリー条例等にて義務化の対象となるもの
(ただし、「観覧席・客席」「公共的通路」がある場合は、その整備項目について福祉のまちづくり条例の届出が必要)

